

別紙 1

(1) 訪問介護の利用料

【基本部分：訪問介護費】

令和 6 年 4 月 1 日より改定

区分	所要時間	訪問介護費（1回あたり）				
		単位数	基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)	利用者負担金 (自己負担2割の場合)	利用者負担金 (自己負担3割の場合)
身体介護	20分未満	1 6 3	1,630円	163円	326円	489円
	20分以上30分未満	2 4 4	2,440円	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満	3 8 7	3,870円	387円	774円	1,161円
	1時間以上 (30分を増すごとに加算)	5 6 7 (+82)	5,670円 (+820円)	567円 (+82円)	1,134円 (+164円)	1,701円 (+246円)
生活援助	20分以上45分未満	1 7 9	1,790円	179円	358円	537円
	45分以上	2 2 0	2,200円	220円	440円	660円
	20分以上の身体介護に引き続き生活援助を行った場合 (所要時間20分から起算して25分を増すごとに加算し、195単位を限度)	6 5	650円	65円	130円	195円
	通院等乗降介助 (1回につき)	9 7	970円	97円	194円	291円

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算等の種類	加算・減算額（1回あたり）				
	単位数	基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)	利用者負担金 (自己負担2割の場合)	利用者負担金 (自己負担3割の場合)
早朝・夜間	所定単位数の25%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
緊急時訪問介護加算	1 0 0	1,000円	100円	200円	300円
初回加算	2 0 0	2,000円	200円	400円	600円
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数の13.7%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
特定事業所加算 II	所定単位数の10%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
介護職員特定処遇改善加算 I	所定単位数の6.3%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

令和6年6月1日以降改定

加算等の種類	加算・減算額（1回あたり）				
	単位数	基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)	利用者負担金 (自己負担2割の場合)	利用者負担金 (自己負担3割の場合)
早朝・夜間	所定単位数の25%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
緊急時訪問介護加算	100	1,000円	100円	200円	300円
初回加算	200	2,000円	200円	400円	600円
訪問介護処遇改善加算 (V) (1)	所定単位数の22.1%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の10%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

(注1) 上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

(注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

(2) その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道660円/15分毎をいただきます。
-----	--

(3) 介護予防訪問介護相当サービスの利用者負担金(要支援1、2)

	単位数	基本料金	利用者負担金 (自己負担1割の場合)	利用者負担金 (自己負担2割の場合)	利用者負担金 (自己負担3割の場合)
I (要支援1・2、週1回程度)	1,176	11,760円/月	1,176円/月	2,352円/月	3,528円/月
II (要支援1・2、週2回程度)	2,349	23,490円/月	2,349円/月	4,698円/月	7,047円/月
III (要支援2、週2回を超える程度)	3,727	37,270円/月	3,727円/月	7,454円/月	11,181円/月
介護職員処遇改善加算I	所定単位数の13.7%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
介護職員特定処遇加算I	所定単位数の6.3%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

令和6年6月1日以降改定

加算等の種類	加算・減算額(1回あたり)				
	単位数	基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)	利用者負担金 (自己負担2割の場合)	利用者負担金 (自己負担3割の場合)
訪問介護処遇改善加算(V)(1)	所定単位数の22.1%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

(4) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前日までに事業所に申し出て下さい。前日18時までに連絡がなくサービス提供をキャンセルした場合、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前日までに ご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の当日までに ご連絡がなかった場合	利用者利用料の10割の額

※前日の場合でも、営業時間外のご連絡は当日扱いとさせていただきます。

※介護予防(要支援1・2)の方は1,000円/1回のキャンセル料をいただきます。

(5) 支払い方法

お支払方法は、佐賀銀行・ゆうちょ銀行のみの指定口座からの引き落としとなり、利用料は月末締め翌月20日引き落としとなります。20日が土日祝日の場合は、翌営業日の引き落としとなります。現金でのやり取りは行っておりませんのでご注意ください。